

株式会社の特別清算に関する法務省令案の概要

第1 概要

この省令は、会社法の規定により委任された特別清算に関する下記の事項について、必要な事項を定めるものである。

- ・ 簡易要件（総資産）
- ・ 債権者集会の招集その他の手続に関する事項

第2 重要な項目とその内容

特になし（債権者集会に関する規律は、社債権者集会に関する規律に準じたものとしている）。